

# 成年後見人等の送付先変更依頼について — 手続窓口を一元化しました —

武蔵村山市では、成年後見制度を利用している被後見人、被保佐人、被補助人のかたへ送付する書類の送付先の変更届出先の窓口を一元化し受付をしています。オンライン申請も行っていきますので、該当の方は是非ご利用ください。

## 対象要件及び必要書類

### ■ 成年後見人が選任されている方

- 登記事項証明書の写し（届出日において発行の日から3か月以内のもの）
- 届出人（成年後見人）の本人確認書類の写し

### ■ 代理権が付与されている保佐人、補助人が選任されている方

- 登記事項証明書の写し（届出日において発行の日から3か月以内のもの）
- 代理行為目録の写し
- 届出人（保佐人、補助人）の本人確認書類の写し

## 送付先を変更できる書類

事項	書類
税・国民健康保険関係	市・都民税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険（税、療養費、保険証）に関する書類
後期高齢者医療関係	後期高齢者医療に関する書類
介護保険・高齢福祉関係	資格・認定・給付、介護保険料及び高齢福祉に関する書類
障害福祉関係	障害福祉に関する書類
生活福祉関係	生活保護関係に関する書類
ごみ対策関係	指定収集袋の減免に関する書類

## 手続方法

### ■ オンライン申請

以下のQRコードまたはURLから申請

#### 【URL】

<https://logoform.jp/form/tJJz/502088>

#### 【QRコード】



### ■ 郵送または窓口申請

申請様式・必要書類を下記担当部署へ送付または持参

#### ● 申請様式

下記担当部署で配布しているほか、市HPからダウンロードできます。

武蔵村山市 成年後見人 送付先変更

検索

## 担当部署

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町1-1-1

武蔵村山市役所 健康福祉部 福祉総務課 福祉総務係

成年後見制度利用促進担当

(TEL) 042-565-1111 (内線: 152・153・154)

